

# 社団法人愛媛県浄化槽管理センター定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人愛媛県浄化槽管理センターという。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は主たる事務所を愛媛県松山市に、従たる事務所を次に掲げる市に置く。

- (1) 四国中央市
- (2) 新居浜市
- (3) 西条市
- (4) 今治市
- (5) 松山市
- (6) 大洲市
- (7) 八幡浜市
- (8) 西予市
- (9) 宇和島市

2 従たる事務所に支部長を置き、理事会の承認を得て会長が任免する。

(目 的)

第 3 条 この法人は、公衆衛生の向上を図るため、浄化槽の適正な設置及び維持管理の普及を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 浄化槽の普及
- 2 浄化槽の適正な設置、維持管理知識等の普及
- 3 浄化槽関係の登録業者に対する指導等
- 4 浄化槽に関する講習会又は研修会の開催
- 5 消費者（管理者）相談
- 6 合併処理浄化槽の機能異常に対する保証の実施
- 7 関係行政機関及び関係団体との連絡協調
- 8 浄化槽放流水の水質検査
- 9 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条の設置後の水質検査及び同法第11条の定期検査
- 10 その他必要な事項

## 第 2 章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員 愛媛県内に住所を有し、浄化槽の設計、製造販売若しくは工事を主たる業務とする者又は浄化槽の保守点検若しくは清掃を業務とする者で、この法人に賛同する者

(2) 賛助会員 この法人の設立の趣旨に賛同し、この法人の目的達成に協力する者

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員になろうとする者は、別に定める規程により入会金及び会費を納めなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は第5条第1号に規定する資格を失ったときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 会費を6か月以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項の規定にかかわらず、会員が会費を2年以上納入しないときは、会長が理事会の議決を経てこれを除名することができる。

3 前項の規定に基づき、会員を除名したときは、本人に通知しなければならない。

(抛出金の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び顧問

(役員の種類別)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 3人以内
- (3) 常任理事 4人
- (4) 理事（会長、副会長及び常任理事を含む）20人以上25人以内
- (5) 監 事 3人以内

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事のうちから互選によって定める。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、常務を処理し、会長及び副会長がともに欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(顧問)

第16条 この会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、この法人の設立の趣旨に賛同する者で学識経験のあるものうちから理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営上重要な事項について、会長の諮問に応じるものとする。

## 第 4 章 会 議

(種 別)

第17条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会で議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎事業年度経過後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の2分の1以上からの会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第21条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、総会を招集するには、会員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の5日前までに文書で通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席会員のなかから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては会員の2分の1、理事会においては理事の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の

過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。  
この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決)

第25条 会員又は理事は、やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名
- (4) 議事の経過及び要項
- (5) 議決事項
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第27条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他収入

(経費の支弁)

第28条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

2 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(予算及び決算)

第29条 この法人の収支予算は、総会の議決を経て定め、収支決算は、毎会計年度終了後1か月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、収支予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

3 前項により執行した収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第30条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、総会において総会員の4分の3以上の同意を経て、主務官庁の許可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第32条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、主務官庁の許可を受け、この法人と類似の目的をもつ団体又は愛媛県に寄付するものとする。

## 第7章 雑 則

(事務局)

第33条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名、職員若干名を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て、会長が任免する。

(委 任)

第34条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立について主務官庁の許可を受けた日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第19条第1項第1号及び第2項第2号並びに第29条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初会計年度は、第30条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和47年3月31日までとする。

附 則

この定款は、昭和58年6月29日から施行する。

附 則

この定款は、昭和61年6月27日から施行する。

附 則

この定款は、昭和62年7月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成元年7月3日から施行する。

附 則

この定款は、平成5年6月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年7月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年5月26日から施行する。